

判決年月日	平成 2 7 年 1 0 月 6 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成27年(ネ)10064, 10078号		
○ 他人の論文盗用 2 件に関し、論文の作成者に氏名表示権侵害を認め、慰謝料各 1 0 万円、弁護士費用各 1 万円の支払を命じた原判決を一部変更し、弁護士費用部分の損害額を各 1 0 万円に増額した事例			

(関連条文) 著作権法 19 条, 20 条, 21 条, 23 条, 112 条 1 項, 115 条

判 決 要 旨

本件は、論文の著作者である原告が、被告Y₁らの作成した各論文について、著作権法上の複製権又は翻案権、同一性保持権及び氏名表示権侵害や、論文を盗用されないという一般不法行為で保護されるべき利益の侵害を主張し、被告Y₂との共同著作者で、被告Y₂や学生Aの指導教授でもある被告Y₁、被告Y₁との共同著作者である被告Y₂、及び、被告Y₁の勤める大学院を運営する被告学園に対し、共同不法行為ないし使用者責任に基づく損害賠償請求を求めるとともに、被告Y₁及び被告Y₂に対し、名誉回復措置として謝罪広告を、被告学会については、運営するウェブサイトからの被告Y₁らの論文の削除等を、被告学会に対しては、被告学会への著作権譲渡契約の債務不履行解除を理由に、著作権の帰属の確認を求めた事案である。

原審は、原告のした、被告学会への著作権譲渡契約の解除の効力を認めず、被告学会に対する著作権確認請求を棄却した。他方、原告論文の著作物性を肯定し、被告Y₁及び被告Y₂に対し、被告Y₁らが作成した論文のうち公表された2つについて、氏名表示権侵害のみを認め、それぞれにつき、慰謝料10万円、弁護士費用1万の損害賠償を認めるとともに、被告学会の運営するウェブサイトに掲載された1つの論文について削除を認めた。他方、被告Y₁及び被告Y₂に対する謝罪広告の請求を棄却した。また、被告Y₁が指導した学生Aの作成した論文については、原告論文の表現盗用及び公表の事実が認められないとして、被告Y₁の共同不法責任を棄却した。さらに、被告Y₂の論文盗用に関し、被告学園の使用者責任を否定した。著作権等とは別個の法益侵害は認められないとして、一般不法行為の成立も否定した。そこで、原告は、敗訴部分すべてについて控訴し、被告Y₁及び被告Y₂は、敗訴部分すべてについて附帯控訴した。なお、被告学会は控訴していない。

本判決は、概ね原審の判断を是認しつつ、指導教授である被告Y₂が、学生の論文の個々の表現について、第三者の著作権等を侵害するおそれの有無を逐一確認すべき義務はなかったとして、当該義務違反を理由とする不法行為責任を改めて否定し、また、学問の自由や大学の自治の観点からすれば、大学等は、教員の作成する論文の内容について、公表までの段階で過度に関与すべきでないとして、被告Y₁の論文盗用に関する被告学園の使用者責任を改めて否定した。もっとも、被告Y₁及び被告Y₂による氏名表示権侵害に関し、

慰謝料の額は，論文ごとに各 1 0 万円という原審の判断を維持しつつも，弁護士費用の額は，各 1 万円から各 1 0 万円に増額された。